

改正	平成30年4月1日	令和2年3月18日
	令和4年4月1日	令和5年1月1日
	令和5年4月1日	

(目的)

第1条 この内規は、一橋大学研究機構会議細則（平成23年規則第8条）第6条第2項に基づき、一橋大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、一橋大学における人を対象とする研究の倫理規則（平成28年規則第104号）の規定により行われる人を対象とする研究の研究計画又は公表予定原稿が、倫理的観点から妥当であるかどうかについて、研究者の求めに応じて審査する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 経営管理研究科、経済学研究科、法学研究科、社会学研究科及び経済研究所の教授会から選出された者 各2人
- 二 言語社会研究科・ソーシャル・データサイエンス研究科の教授会から選出された者 1人
- 三 その他研究機構長が指名する者 若干人

(任期)

第4条 委員の任期は原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、研究機構長が指名する。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が関係する研究が審査対象であるときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたときに、随時開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、必要に応じて審査を申請した研究者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。

(議決要件と判定)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席することをもって成立し、審査の判定は出席委員の過半数の合意をもって行うものとする。

2 委員は、自らが研究代表者、共同研究者又は研究協力者となる研究に係る審査に加わることはできない。

3 委員は、自らが研究上の利害関係にある研究に係る審査に加わることはできない。

4 審査判定は、次の各号のいずれかとする。

- 一 承認
- 二 条件付承認
- 三 変更の勧告
- 四 不承認

五 審査対象外

5 前項の審査判定は、書面により本人へ通知する。

(承認以外と判定した申請の再審査)

第9条 委員長は、前条第4項第2号から第4号までの判定を受けた研究者の求めに応じて、必要と認めたとときに、委員会を随時開催するものとする。

2 前項の議決要件と判定は、前条の規定を準用する。

(異議申立)

第10条 委員長は、第8条第5項の規定に基づき書面による通知書を受けた研究者のうち、第8条第1項の判定に異議のある者からの求めに応じて、必要と認めたとときに、委員会を随時開催するものとする。

2 前項の議決要件と判定は、第8条の規定を準用する。

(簡略審査による迅速化)

第11条 前3条の規定にかかわらず、委員長が次の各号のいずれかに該当するものと認められた場合は、迅速な審査を行うため、別に定めるところにより、審査手続を簡略化することができる。

一 研究計画の軽微な変更に係る審査

二 既に委員会において承認されている研究計画に準じた研究計画に係る審査

三 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活で被りうる身体的、心理的又は社会的危害の限度を超えない危険であって、社会的に許容されるものをいう。）を超える危険を含まない研究計画又は公表予定原稿に係る審査

(記録の保存)

第12条 委員会の審査に関する記録は、国立大学法人一橋大学法人文書管理規則（平成23年規則第51号）の定めるところにより、保存するものとする。

(守秘義務)

第13条 委員は、申請書類等に記載された研究対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第14条 委員会の事務は、学術・研究推進部研究支援課が行う。

(雑則)

第15条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、一橋大学研究機構会議が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成28年5月11日から施行する。

2 この内規の施行後、最初に選出された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、2年の範囲内で研究機構長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年3月18日から施行し、改正後の一橋大学研究倫理審査委員会内規の規定は、令和元年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。